

浦安市障がい者福祉計画策定委員会（第2回）議事録

1. 開催日時 平成26年7月18日（金）14時～15時30分

2. 開催場所 消防本部 多目的ホール

3. 出席者

下田直樹委員（委員長）、西田俊光委員（副委員長）、
荒井敏子委員、足立誠之委員、神谷澄子委員、相馬茂委員、野坂秋美委員、枝川芳子委員、
小林章宏委員、白川洋子委員、西田良枝委員、谷岡智恵委員、石井克典委員、藤崎広和委員、
上田亜紀委員、愛場弘子委員、森島宏治委員、小田知宏委員、内村好夫委員、新宅秀樹委員、
長谷川祐二委員、上林正和委員、山本伸一委員、小瀧修委員、橋野まり子委員

4. 議題

- (1) 計画の構成について
- (2) 第2編障がい福祉計画の素案について

5. 資料

- (1) 議題1資料(1) 第1編障がい者計画の構成について
- (2) 議題1資料(2) 施策の展開の構成(案)
- (3) 議題2資料 第2編障がい福祉計画(案)

6. 議事

事務局：ただいまより、第2回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を開催いたします。

開催に当たり、事務局より、委員の皆様にお願いがございます。当委員会におきましては、視覚及び聴覚に障がいのある方が委員として参加されております。千葉県のある人に対する情報保障のためのガイドラインに基づきまして、誰が発言しているのか、視覚障がい及び聴覚障がいのある委員にわかるよう、ご発言の際は挙手をいただき、委員長より、〇〇委員、お願いしますと指名を受けてから、団体名とお名前を名乗っていただき、その後、ご発言いただきますようお願いいたします。

なお、今回、策定業務を委託しております業者の方が出席しておりますので、ここで紹介させていただきます。

計画策定業務受託業者：今回の業務支援を担当いたしますサーベイリサーチの若菜と申します。

私は、3年前にはこちらの高齢者プランのお手伝いをさせていただいております。皆様のご指導をいただきながら、いい成果を出せるように努力してまいりますので、よろしく願いたします。

事務局：ありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、下田委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いたします。

下田委員長：改めまして、こんにちは。私は、委員長を務めさせていただいております、明海大学の下田でございます。

それでは、進めさせていただきます。まず1つ目の議題としましては、計画の構成についてということでございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：事務局より報告いたします。

まず、現在の進捗状況とこれからのスケジュールについて報告させていただきます。

現在、市役所内の担当課の進捗状況調査を終了いたしまして、ヒアリングの準備をしております。当初、委員会でもお話しいたしましたが、市役所関係部署に進捗状況調査を行い、現在、今の計画期間、平成24年度から平成26年度の実績報告と今後の事業展開についての回答が出ております。

これから8月にかけて、昨年度行ったアンケート調査の結果や団体のヒアリング結果を各課に提示しながら担当課ヒアリングを行いまして、次期計画の内容や次年度以降の事業について、検討や調整を行っていく予定です。

次に、当事者団体等のヒアリングですが、当事者団体の会員の方、福祉施設の利用者の方、あと、本人部会の委員の方を対象にヒアリングを行っております。現在、6団体と本人部会の委員の方のヒアリングを終了し、また、今後、23日、24日も5団体のヒアリングを予定しております。

こちらの進捗状況調査と各課ヒアリングの結果、当事者団体等ヒアリングの結果につきましては、第3回の福祉計画策定委員会で、第1編のたたき台と一緒に皆様にお示しする予定です。

今後の予定ですが、部会での意見収集をしていくことを第1回のお話ししたんですが、こちらの福祉計画策定委員会、全部で6回ございますが、各部会でもご意見を伺っていく予定でおります。

つい先日、14日に権利擁護部会の第2回が開催されました。そこでは、委員の方から、合理的配慮や差別解消への取り組みについて、事例や意見を伺うことができました。次回以降も、権利擁護に関する項目や啓発広報に関する事業について、権利擁護部会に意見を伺っていきたいと考えております。

地域生活支援部会では、住まいの部門や福祉サービスの充実、就労の問題などを中心に意見を伺っていく予定です。

また、相談支援部会には、相談支援体制の充実を中心に、子ども部会には、療育や教育の充実などを中心に意見を伺っていく予定です。

これらの部会で出た意見については、随時福祉計画策定委員会のほうで報告してまいります。

本日の第2回策定委員会ですが、まず、議題1の計画の構成についてというところで、第1編、障がい者計画。こちらは、市が取り組むべき障がい者施策の方向性を示したものです。表記の仕方について、今回、レイアウトを変えてみましたので、それについてのご意見を頂戴したいと考えております。

また、第2編、地域生活に必要なサービスの見込量と確保策を記載いたしました。障がい福祉計画ですが、こちらは、事前資料として、たたき台の段階になりますが、送らせていただきました。こちらはたたき台でして、まだ素案前の段階の資料となっております。

原則として、国から出された積算基準や現計画での実績などをもとに目標値などを記載しております。

第3回福祉計画策定委員会ですが、先ほども申し上げましたが、ヒアリング結果などとあわせて、第1編の障がい者計画、こちらは、市の取り組むべき施策の方向性のたたき台を第3回

にはお示ししたいと思っております。

また、今回のご意見を受けて、第2編、障がい福祉計画についても、再度、数値等の見直しをいたしまして、提示させていただく予定でございます。

また、第3回福祉計画策定委員会を経まして、11月に開催する第4回では、第1編、第2編とも素案の形にして、12月のパブリックコメントに備えたいと考えております。

では、議題の1の計画の構成に入っております。

昨年度の自立支援協議会でも報告させていただいたんですが、議題1の資料にありますとおり、国の第3次障害者基本計画で示されております基本施策は、既に現計画に盛り込まれてはおります。

第3次障害者基本計画の新規に出ております安全・安心、差別の解消、権利擁護の推進、行政サービス等における配慮についての記載も現計画に盛り込まれてはおりますが、差別解消や合理的配慮については、まだ追加で記載が必要かと考えております。

また、難病についての掲載もまだございませんので、こちらについても追加で掲載していく必要があると感じております。

また、基本施策と主要課題、現計画のものですが、こちらは、第1期の計画策定時より、市が取り組むべき柱として、重要な課題として、福祉計画策定委員会の皆様を中心に検討を精査してきたものです。

市が取り組むべき指針は、障がい者計画の根幹をなすものと考え、このことから、基本施策と主要課題は現計画から引き継ぎ、主要課題ごとの施策、事業のレベルで法改正の対応や支援の充実を図ろうと考えております。

また、第1編の見せ方というか、構成ですが、議題1資料の(2)になりますが、今までの計画ですと、主要課題ごとの施策や事業ごとに、現状と課題、そして、取り組みなどについて掲載してまいりました。

次期計画につきましては、取り組み概要の記載の仕方にもよると思うんですが、どうしても理念や努力目標と捉えられがちな記述になっているところもございますので、次期計画からは、具体的に、取り組み内容の表記と、実際にどんな事業が行われているのかピックアップした形で併記していきたいと考えております。今回お示したのは案ですので、内容等は現計画のものとなっております。

また、この事業の内容については、来年、また改めてつくっていく予定となっております。

議題1の計画の構成については以上になります。

下田委員長：ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問、あるいは、ご意見等ございますでしょうか。

特にならぬようございますので、続きまして、議題の2に行かせていただきます。かなり踏み込んだ内容が出てまいりますので、2をご説明いただいて、また改めて議題1も含めて質問等も受けたいと思います。

事務局：では、第2編を続けてご説明させていただく前に、ただいまの第1編についてですが、こちらの新規の形式でたたき台を作ってもよろしいでしょうか。

全ての事業についてたたき台ができた段階で、またご意見をいただけたらと思いますが、この形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

下田委員長：いかがでしょうか。議題1資料(1)の案で、大枠のところ、進めさせていただい

てよいかというお伺いですが、よろしいでしょうか。

それでは、ご了解いただいたということで、この案に沿ってつくるということで、よろしくお願いたします。

事務局：ありがとうございます。では、次回の策定委員会では皆様にたたき台をご提示させていただきたいと思ます。

また、新バージョンで提示しています項目の関連施策・計画についてですが、具体的な名称が入ってなくて申しわけありません。実は今、各計画もたたき台をつくられている段階ですので、11月ぐらいまでには各計画のすり合わせをして、ほかのどの計画と結びついているのかについて提示させていただきたいと思ます。

では、続きまして、第2編の障がい福祉計画について説明させていただきます。障がい福祉計画は、サービスの見込量と確保策について提示しております。

まず、サービスの基本的方向につきましては、こちらは、国が示している市町村が取り組むべき基本的方向を、ほぼそのまま掲載しております。

また、サービスの内容と対象者につきましては、現計画のものをベースといたしまして、新しく導入されたサービスについて盛り込んでおります。

それぞれ各サービスについて、内容と対象者について記載しております。この内容については、ほぼ3年前のものを引用させていただいておりますが、例えば、わかりづらかったり読みづらかったりするところがありましたら、ご指摘いただけましたら、次回までには修正してお示いたします。

県や国のパンフレットのままなので、例えば、一般市民の方が読んだ場合、取っつきにくい印象がございますので、その辺をどうしたらいいかについてもご意見を伺えればと思ます。

第2章の地域移行等の目標ですが、こちらの目標値については、国が示した基準値、目標値をそのまま掲載しております。例えば、施設入所者の地域移行への推進ですが、平成29年度末の施設入所者数と25年度末の施設入所者数ですが、新規の入所者の増えた分を差し引いて、4%以上削減するようという国からの目標値が出ております。

こちらについては、3人、5.4%ということで、4%以上をキープしております。

また、平成25年度末の施設入所者数のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数。国の目標は12%以上の方の移行を目標としておりまして、ここで示した7人は、12.5%に相当いたします。

目標達成のための取り組みは、計画案を読ませていただきます。

「市では、相談支援体制の強化を図るとともに、通所施設の整備や、地域活動支援センター等の地域生活支援事業の運営支援など、地域生活の受け皿づくりに取り組んできました。

目標達成に向けて、地域生活への移行を一層推進するためには、グループホーム等の居住サービスの整備を推進する必要があります。市内にグループホームを整備するための本市独自の補助事業を継続し、グループホーム等の居住サービスの整備に努めていきます。」

以降の部分は、ほぼ同じ内容が27ページにもあるにもかかわらず、別表現になっておりますので、統一して、27ページの表現を採用させていただきます。

「また、国の指針を受け、居住支援機能と地域支援機能を一体化した地域生活支援拠点を整備します。」地域生活への移行目標については以上となります。

次に、就労の目標ですが、こちらについても国から目標値が定められております。平成24

年度の一般就労移行者数は、浦安市では21人ですが、国の目標としては、平成24年度の2倍以上目指せとなっております。

ただ、ここで私どもが示した30人は14%増なのですが、実は、浦安市は、全国平均と比較しましても、一般就労者の割合が高くなっております。なので、こちらについては、国が示した2倍以上を満たしてはいないのですが、平成23年度から25年度までの就労移行者の伸び率をもとに設定しております。

国が2倍としているから2倍目指そうとか、そういうご意見がございましたら、ぜひお聞かせいただきたいかと思っております。

次に、就労支援事業の利用者に係る目標ですが、国の指針では、平成29年度中に就労移行支援事業を利用する人数を、25年度の60%以上増加させるという目標を出しております。

浦安市では、平成25年度の就労移行支援事業の利用者は55人ですので、今回、目標として88人を目標値として挙げさせていただきました。60%を超えております。

また、事業所ごとの就労移行率。これも国の基本指針どおりですが、平成29年度末の就労移行率が30%以上である事業所の割合を、事業所全体の50%にまで伸ばせという指針が出ております。この目標を達成するための取り組みですが、浦安市のワークステーションでは、就労支援センターを中心に、相談や訓練を行っており、また、特例子会社が連携を図って、障がいのある人が就労の場や機会を得られるための支援を行っております。

また、関係機関と連携を図りまして、就労移行支援事業所の整備及び利用者の増加に努め、目標達成に向けて就労支援事業の充実を図ります。

今後も、就労を希望する障がいのある人が一人でも多く一般就労につながるよう、障がいのある人の就労等の選択の幅を拡大しつつ、支援を行います。

就労の目標としては以上となっております。

今まで目標値や取り組みについて示してまいりましたが、具体的にどういったサービスがあり、どういった支援があるかについては、第1編でお示しすることになるかと思っておりますので、次回以降お渡しする第1編のたたき台なども今後参考にしていただけたらと思っております。ここでは、目標値と達成のための大枠の取り組みについて記載しております。

続けて、第3章の障がい福祉サービスの推進に移らせていただきます。24年、25年、26年の現計画期間の当初の見込みと、何人ご利用になったか、延べ何時間利用されたのか、その実績値をお示ししております。

こちらも第3章の編成ですが、現計画の見込値と実績値として、それに基づく次期計画の見込値について掲載しております。

ここは、数字を一つ一つ読み上げていくとかなり長くなりますので、既にご一読いただいているという前提で、現状と課題についてのみ、再確認のため、読み上げさせていただきます。

まず、訪問系サービスの取り組みですが、こちらの現状と課題としましては、利用動向を踏まえながら、今後の地域生活の移行者数を見極めた目標設定を行い、必要なサービス提供基盤の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

また、平成23年度から、視覚に障がいがあり、移動に困難を有する方を対象に同行援護事業を実施しておりますが、まだ移動支援を利用している方が多くて、実績が見込みを下回っております。

行動援護につきましては、現在、市内にサービスを提供する事業者が1事業者しかない状況

です。

また、身体障がい分野に比べ、知的障がい、精神障がいがある人へのサービスを行っている事業者さんが少ないのが現状となっております。

こちらの利用実績を踏まえまして、次期計画での見込値は、ほぼ現状と同じぐらいのペースで利用が増えていくのではないかとということを見越して積算しております。

今後の取り組みでございますが、訪問系サービスについては、法改正や地域生活への移行を推進する観点から、サービス需要に応じたサービス量の確保が必要となってきます。

同行援護については、引き続き制度の周知広報に努めます。行動援護については、ヘルパーの養成や新規事業者の参入を推奨していきます。

また、高齢者を含めた訪問系サービスを実施している事業者等との連携を検討し、より多様で多くのサービス提供主体の参画が図られるよう努めるとともに、障がいの種別にかかわらず、全ての障がいのある方が必要なサービスを利用できるよう取り組みます。訪問系サービスについては以上です。

次に、日中活動系サービスの取り組みです。こちらでも現計画での実績を示し、その伸び率をベースといたしまして、次期計画の見込量を算出しております。

現状と課題ですが、新たに事業所を設置して生活介護事業を行う事業者や重度障がい者を受け入れて支援を行った事業所に補助金を交付するなど、側面的支援を行ってまいりました。

特別支援学校の卒業生を中心とした重度障がい者の通所施設が不足しております。民間事業者による通所施設は徐々に整備されてはきておりますが、国の報酬制度では、人員配置の面等から、重度障がい者の受け入れが難しく、保護者からは公的施設の整備の要望があります。

ですので、今後も、関係機関との連携のもとに、地域生活のための総合的な支援体制を確立していくことが重要であると考えます。

こちらの現状と課題は、また実績値を踏まえまして、今後の取り組みを示しました。主に課題となっております重度障がい者の通所施設の整備については、特別支援学校の卒業生の状況に応じて3年ごとに中規模な施設を計画的に整備できるよう、今後も民間事業者への補助等による側面的支援を続けてまいります。日中活動系サービスについては以上です。

次に、居住系サービスの取り組みです。現状と課題としましては、住みなれた地域である市内に居住系サービス事業所を整備することを目的に、市独自の補助金制度を創設して、グループホームの整備推進を図ってまいりました。

この3年間で見込みを上回るグループホームの定員を確保しましたが、今後も介護者の高齢化に対応するため、引き続き地域生活の基盤となるグループホームを整備推進する必要があると考えます。

「地域生活の基盤となる」ということにつきましては、国の第3次障害者計画でも指針が出ているところです。

居住系サービスは、ケアホーム、グループホーム、施設入所支援とございましたが、ケアホームですが、ケアホームに入居している方の介護サービスの増加を見据えて、平成26年度の4月よりケアホームがグループホームに一元化されることになりました。まだ利用実績ではケアホームとグループホームに分けて実績を出しておりますが、次の計画ではグループホームに一元化して見込量を出しております。

今後の取り組みですが、市独自の補助金制度を継続してまいります。また、旧第3教職員住

宅をグループホームとして転用するなど、新規施設の開設や既存施設の受け入れ体制の整備や拡充に努めます。

また、国の指針を受けまして、居住支援機能と地域支援機能を一体化した地域生活支援拠点を整備してまいります。

ですので、グループホームの定員は、今までの実績に比べて、かなり拡充した数値になっているかと思えます。

また、26年度の見込量40、実績62となっているんですが、グループホームにつきましては、平成27年度に80人定員、28年度に90、平成29年度には100を目指しております。居住系サービスについては以上です。

次に、相談支援の取り組みです。現状と課題につきましては、身近な地域の中で気軽に安心して相談が受けられるように、市が委託する相談支援事業者とサービス等利用計画についての周知をまず図ってまいりました。

また、平成27年度4月から障がい福祉サービス等の支給決定に先立ち、サービス等利用計画を作成することとなっていますので、平成26年、今年から市独自の補助金制度をつくりまして、サービス等利用計画の促進に努めてまいりました。

今後の取り組みとしましては、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようになるため、サービス等利用計画を担う事業者に対して、補助金の交付による側面的支援の継続が必要であると考えております。

また、引き続き指定業者への参入を推奨して、計画作成の推進に努めてまいります。相談支援の取り組みについては以上です。

次に、障がい児支援の取り組みです。現状といたしましては、児童発達支援は、早期療育の観点から、手帳を持っていない未就学のお子さんにも、健康増進課やこども発達センターの意見書があればサービスの利用の対象としております。

児童発達支援、例えば、平成24年度は見込50に対して100、25年度は見込55に対して153、26年度は見込55に対して169という実績がございますが、早期療育の観点から利用の幅を広げておりまして、実績が大きく見込みを上回っております。

また、放課後等デイサービスは、日中一時支援事業からの利用者が移行してまいりましたので、利用実績が伸びております。

また、平成26年10月より「こども発達センター」が「児童発達支援センター」に移行いたします。そちらが地域の中核となって障がい児支援に取り組んでまいります。

次に、今後の取り組みですが、子ども・子育て支援計画との連携を図りながら、地域の中核となります「児童発達支援センター」を中心といたしまして、早期療育と障がい児体制の整備と拡充を図ってまいります。

また、平成26年から実施します青少年サポート事業におきまして、発達障がいのお子さんの支援体制の充実を図ってまいります。障がい児支援の取り組みについては以上です。

次に、生活支援事業。こちらは、必須事業と市が独自で行う任意事業の形に分かれておりまして、まず必須事業について報告いたします。

地域生活支援事業の現状と課題につきましては、移動支援事業は、サービス提供事業者の増加やサービスが周知されてきたことによって、実績が見込みを大きく上回るとともに、年度ごとに利用実績が伸びております。

また、総合支援法が施行されたことにより、必須事業に理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業——とても長いんですが——と手話奉仕員養成研修が加わりました。また、コミュニケーション支援事業と呼んでいたものは意思疎通支援事業に名称が変更となりまして、支援の内容が幅広く解釈できるようになっています。

また、基幹相談支援センターを、今の計画の目標どおり、平成25年度に設置いたしました。設置に当たり、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たすということで、自立支援協議会において、機能等について協議させていただきました。ですので、設置後も引き続き自立支援協議会で基幹相談支援センターの機能や実績の検証を行っていくつもりです。

こちらの利用実績と見込みの欄ですが、新しく必須事業が加わったことから、若干、範囲とか表記の仕方が現計画と変わっているところがございます。

これの実績を経まして、今後の取り組みですが、障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き地域の特性や利用者の状況に応じた、柔軟な支援を行ってまいります。

障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、啓発・広報・意思疎通事業、こちらは新規事業ですが、今まで浦安市は施策をずっと行っていたんですが、こちらの啓発・広報・意思疎通事業にも力を入れてまいります。

また、自立支援協議会で引き続き基幹相談支援センターの機能の検証を行い、相談体制の充実と地域の連携に努めます。

最後に、地域生活支援事業（任意事業）、浦安市で独自に行っている事業について報告いたします。

現状と課題といたしましては、日中一時支援事業は実績が見込みを大きく上回っている事業ではあるんですが、こちらは、身近な地域でサービスを利用することができるよう、市内事業所の整備を推進してきました。

また、小中高校生の利用については、放課後等デイサービス事業に移行してきています。ただ、その中で、18歳以上の方につきましては、継続して日中一時支援事業を利用しており、需要が高い事業であるところから、見込値については、その部分も加味して計画に出しております。

今後の取り組みについてですが、障がいのある方が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、事業内容を検証しながら、引き続き市町村任意事業を実施いたします。

また、要約筆記奉仕員の養成については、県の事業ですが、市では引き続き独自に、ニーズが高いパソコン要約筆記奉仕員の養成を進めてまいります。

事業の実績と見込みについての説明は以上となります。

最初にお話ししましたが、地域移行の数値については国をもとに、サービスの見込値については、現計画期間の平成24年度から26年度の実績をもとに見込値を出しております。

長くなって申しわけありません。事務局からは以上です。

下田委員長：どうもありがとうございました。

ただいま、第2編、障がい福祉計画ということにつきまして、詳細に事務局からご説明ございましたが、説明につきまして、何かご質問、あるいは、ご意見ありますでしょうか。

それでは、小田委員、お願いいたします。

小田委員：NPO法人発達わんぱく会の小田でございます。すみません、初めてこういう場に出させてもらうので、極めて初歩的な質問になるんですが、見込量の出し方とか数字はよくわかりました。

これは計画の中にどういうふうに盛り込まれていくとか、見込量を達成しようと努力をするとか、あるいは、見込量は見込量として、された計画は全く別物ですよとか、見込量の取り扱いについて、漠然とした質問になってしまうのですが、教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

事務局：事務局から回答いたします。この第2編の障がい福祉計画につきましては、今までの実績と見込値の大体の確保策を記載する形式の計画となっております。ですので、こちらは、どちらかといえば、私ども市町村の担当部署がこれから事業を推進するために見込値を設定し、それを確保するための対策を立てるといった計画の内容となっております。

実際、どんなサービスを充実するべきなのか。例えば、特定の事業について参入業者さんをふやすにはどうしたらいいのか。そういった工夫につきましても、主に第1編のほうに具体的にあらわれているかと思えます。

第1編と同時にお示しするのが本当は理想的な形ではあるのですが、現在、ヒアリング結果などをまとめまして、各課と調整して、これからの事業についてお示しする予定になっております。

ですので、数字ばかりが並んでおまして、本当にこれが達成できるんだろうかというご意見もあるかと思いますが、今までの実績を踏まえた見込値と見ていただければと思います。

これだけの需要に対して、これから市では何をしなければいけないのか、どこを強化すべきなのかについては、第1編で、次回以降、具体的に示していければと思います。

小田委員：NPO法人発達わんぱく会の小田でございます。同じように初歩的な質問ですが、当然、障がい福祉サービスなので、お金がかかる、予算がある話だと思うんですが、先に予算があって、その中でどういうふうにやりくりするかという見込値ではなくて、先に見込値があって、それを実現するためにこれだけお金を確保しなきゃいけませんねとか、そのあたりで予算がついてくるという理解でよろしいですか。

事務局：事務局から回答いたします。こちらの見込値を用いまして大体の需要が把握できておりますので、これをもって予算編成を進めていくといった手順になるかと思えます。

予算ありきという形だったら理想なのかもしれませんが、これだけこの事業に需要があるという積算根拠を示し、予算をこれから獲得していくといった流れになるかと思えます。

下田委員長：よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

きょうは第2編ということで、計画そのものは、第1編、障がい者計画というのが最初にございまして、第2編ということで、障がい福祉計画という、数値目標を示しながら、施策の展開についての計画となっております。

何かございますでしょうか。きょうは第2編のほうをご議論いただいているということでございます。

西田副委員長：就労支援センターの西田です。29ページ目と30ページ目の対比する数字が違いますよね。29ページの利用実績は人数だけの表記になっていて、30ページ目は人日という表現がありますよね。これは、どう見たらいいですか。

例えば、利用実績も数値化できるんですよ。何が言いたいかというと、実績がわからないと、次の案、これがいいですかといったときに、計算方式みたいながあるので、教えてもらったらうれしいと思います。

事務局：事務局より回答いたします。申しわけありません。利用実績のほうに人日が抜けておりました。大変失礼いたしました。こちらは、計算次第、追加資料として皆様のもとにお送りいたしますので、比較検討資料にお使ください。

下田委員長：では、ほかにございますでしょうか。

森嶋委員：パーソナル・アシスタンスどもの森嶋です。利用実績を見たときに、たしか、放課後児童デイとか、給付事業に移行するから、日中一時は減るだろうという見込みだったのが、今回、30%伸びてきている。

対象者の日中支援の給付であったり、児童発達だったら、放課後デイサービスの伸び率を考えたときに、うまく言えないんですが、今はこの数字が全体的にしか書いてないのでわからないんですが、障がいを持った方たちのももとの総数がふえたから、この伸びなんだという読み込みができないのかという感じがするんですが、利用される方たちの数が増えないのに、伸びている原因というのは、何かあれば教えていただきたいと思うんですが。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。35ページの地域生活支援事業（任意事業）の日中一時支援事業について、3年間の実績が見込みに比べて増えている。この辺をどう分析しているかといったことについてお答えします。

小中学生、高校生については、放課後デイサービスに移行するので、単純に減っていくだろうという見込みで今の計画は立てたところでは。

実績の人数自体につきましては、24年度に107人、25年度に160人、26年度248人ということで、減ってないという実績が出ております。これは、一つに、35ページの上にも書いてありますように、放課後利用については、放課後等デイサービスに移行しているのも事実ですが、18歳以上の日中一時支援の利用の方が増えているといったような実態があります。

ここは、事業所の皆さんの創意工夫ですが、単純に、日中一時の一時預かり的イメージが多かったと思うんですが、こういった日中一時ではなく、やり様によっては、スポーツや療育に特化した日中一時支援をやりましょうといった事業所が出てきていますので、そういったところから、18歳以上の日中一時支援の利用者が伸びているといった現状がある。こういったことから、人数は単純に減らずに、実は増えていた。

総数自体は、手帳を持っている方の総数が若干毎年増えていますので、その伸びからも、今後は、単純に減らずに、一定数ふえ続けていくだろうと考えております。

森嶋委員：パーソナル・アシスタンスどもの森嶋です。今の答えでいくと、今までニーズとして潜在的なものになっていたものが、特化されてきたということで、およそ3割ぐらい給付実績で伸びているという答えだということよろしいでしょうか。

橋野委員：はい。

下田委員長：よろしいですか。それでは、ほかにございますでしょうか。

事務局：委員の皆さんにお伺いしたいところですが、サービスの内容についての表記で、わかりづらいとかいう点があったらご指摘いただきたい。国や県のパンフレットのそのままの言葉です。もっとかいつまんだ内容でいいんじゃないかなど。アンケートがそうだったんですが。

西田副委員長：例えば、こういう表記になっているけれども、こんな形でどうかとか、そんな形

では示していただければ。

事務局：アンケートを持ってきてなくて申しわけないんですが、昨年度の福祉計画に係るアンケートですが、こちらが障がいのある方にもわかりやすいということで、サービス内容について、かなりかみ砕いて説明しております。

例えば、重度訪問介護については、「自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動介護など、総合的に行います。主な利用対象者は、重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で、常に介護を必要とする人（障がい支援区分4以上）」が計画での表記になります。

アンケートだと、「ヘルパーが家に来て、重度の肢体不自由の方で、常時介護を要する方の入浴や排泄、食事などの介護をします。また、外出時の介護も行います。」というのが砕けた表現になっております。

対象の範囲や支援区分とか、具体的なところが漏れてしまうんですが、こういった簡単な内容にするという表記のあり方もあると思うんですが、いかがでしょうか。

下田委員長：表記の文言、あるいは、表記のことも含めて、できる限りわかりやすいといえますか、そういった計画にしていくということも一つの考え方としてはあろうかと思えます。いかがでしょうか。

枝川委員：親の会の枝川です。表記については、サービスを受ける障がい者の区分と言ったら変ですが、知的か身体かによって、申請するのは親の場合と本人の場合があると思うんです。親の場合は別に国のほうで示している感じでもいいんでしょうが、本人が受ける場合は、もう少し優しい表記のほうがいいかなとは感じます。

我が家なんかは、サービスが終わってしまっている。具体的にサービスを受ける年齢のときには何もなく時代ですので、いいなと思って今、見ていますが。

そのほかに聞きしたいんですが、地域生活の移行で、目標が定められておりますよね。うちも施設入所しておりますが、25年度が56人、29年度は53人。3人減らしましょうという、あれだと思うんですが、

千葉県は地域に移行しなさいというのが県の方針で、それはわかるんですが、この3人というのは、引っ越していなくなったという言い方は変なんです、浦安のサービスから抜けられる方とか、具体的にどういうふうにかこの3人を割り出すんでしょうか。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。この3人というのは今後の目標値になるんですが、現状をお話しますと、5市で設置して運営している南台五光福祉協会の入所施設が2カ所ありますが、実際にこの法人の中で地域移行を推進して、次々に5市にグループホームをつくって事業展開しているところなんです。

この事業の中で入所施設の中で既に何人か移行していますので、入所施設も国の方針を踏まえて、グループホームへの移行をしていこうということで動きがあります。

まず、浦安市の方が利用している入所施設のほうに働きかけをして、可能な方については、こういった南台五光福祉協会のように、グループホームへ実際に移行してきている現状がありますので、

それを踏まえて、この目標値は、現実の数字からいっても、不可能ではないのではないかなということをつくらせていただいています。

枝川委員：南台五光で、枠が1人あいているけれど、なかなか埋まらなかった件があると思うんですが、結局、場所が市川市で、きりりあさんとかに通えない。南台五光に入っても、いわゆ

る、日中に動くのが。南台五光に行くんでしたら、そちらから迎えが来るから行かれるけれども、こちらに住んでいる人は使えないという面で、どうしても1人埋まらなくて、ほかのほうに行ったということがあると思うんです。

だから、南台五光でつくる場合は、5市といっても、今のところは浦安から離れています。今回、浦安市につくろうとしています、それが現実的にできれば、少し減るのかなとは感じているんですが。

浦安という地域性で、グループホームにしても家賃が県内で一番高かったんです。この間、東葛地区懇談会で表をいただいたとき、家賃も高いし、生活費も県内で一番高い状況だったので、やっぱり地元で。

うちの会の人で一般就労している人も、東京方面に勤めている方もいるから、向こうからでは行かないということで、ぜひ浦安市内にグループホームをたくさんつくっていただきたいと思います。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。今、枝川委員がおっしゃったとおり、南台五光でつくっている施設は、市川市と鎌ヶ谷市にあって、浦安の方が入所しています。グループホームは、今、5市のうち3市にできまして、枝川委員がおっしゃった市川市にできたグループホームには、残念ながら、浦安の方はどなたも移行しませんでした。

鎌ヶ谷と松戸にもグループホームを南台五光でつくってしまして、そちらに浦安市の方が地域移行、浦安では残念ながらなかったんですが、地域移行して、グループホームから就労先に通うというようなことで地域移行ができています。

浦安にグループホームを整備するというのを聞いたときに要望させていただきましたが、施設入所している障がい支援区分が比較的重い方を受け入れられるようなグループホームをつくっていかないと、浦安への地域移行というのが本当に難しいと思っています。

そこについても、浦安のグループホームであっても、重度の方を受けいただければ、浦安市独自に、1日5千円ぐらいの運営費補助を今年創設いたしましたので、こういった補助金を活用することで、重度の方も浦安へ帰ってきて、地域移行していただけることを目指して、計画に盛り込んでいるところですので、よろしく願いいたします。

枝川委員：ぜひよろしく願いいたします。

上田委員：千葉発達障がい児・者親の会コスモの上田と申します。

本当に初心者なので、ごめんなさい。教えてください。地域に戻すための目標値を国で定める、市もそれを実現しようとするというのはよくわかったんですが、例えば、今、家庭におられて、グループホームに出ようという人を支援する目標値はつくられたんでしょうか。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。施設から地域生活への目標値は、17ページに、3年間で7人と書かせていただいています。単純に、在宅で生活している方も、将来グループホームにとったことで、グループホームをどのぐらいふやしていくかは、27ページの居住系サービスの取り組みのところに目標値を入れてしまして、

26年度の実績が、浦安の市内と市外も合わせてなんです、浦安の方が使っている今のグループホームの入居者が62人いらっしゃいます。この数字を、目標では、27年に80、28年に90、29年に100と増やしていこうと。

もちろん、市外にということではなくて、最低でも浦安に40ぐらい増やしていかないと、介護者である保護者が毎年高齢化していますので、在宅で見る方も難しくなっていく。

それから、成人されて、自立されて、一人暮らししたい方も増えていくだろうということで、近隣の手帳所持者の数から、船橋、市川で既に整備している数を目標に、100を目標値にさせていただいたところです。

西田委員：基幹相談支援センターの西田です。

31ページの⑥の意思疎通支援事業、コミュニケーション支援事業が少し内容の拡大をして、名称も変わって、内容も多様化しましたというご説明があったと思うんですが、

24年度から26年度の見込みが4、4、5で、実績が4、1、2で、今後の見込みと実績が実人数で2になっています。実際、4名の方が使ったことがあり、かつ内容も増えているんですが、実人数2という数字を出した根拠を教えてくださいよろしいでしょうか。

小瀧委員：障がい福祉課、小瀧です。入院のコミュニケーション支援事業は、実際、1名ないし2名の利用者しか今用意してないということで、ここ数年、24年、25年、26年と、大体2名程度と、余り変わりませんので、その数字や実績をもとに、伸びがないだろうというところで2名としたところです。

西田委員：単純に4名いた年もあるので、ちょっと違和感を覚えたということと、入院時のコミュニケーション支援というのは、たしかいろんなところで取り沙汰され、運用が周知されていなかったという現実もあり、周知されて、入院という言葉が入るようになると、使う方も増えるかもしれません。

例えば、計画相談を立てている側からすると、こういうサービスもありますよというものをお知らせというか、皆さんにお伝えしながらつくっていくということになったときに、見込みがこうだから、それを超えちゃいけないとか、そういうことではないので。

それをゲットしたくて言っているわけじゃないんですが、そういう背景がありましたよねと思いましたので、お伝えさせていただきました。

西田副委員長：就労支援センターの西田です。25ページと26ページですが、3年前にも同じことを言った記憶があるんですが、B型については、ご存じのとおり、就労移行は、2年間を使って一般就労できなければ次の制度へという制度でありまして、24年度の移行者が56人で、26年に人がもっと増える構図になっていくはずなんです。2年間ですから、必ずしも2年ごとにどんと落ちるわけじゃないですが。

26年度以降の増え方がB型に関しては少ないんじゃないか、もっと増えていくんじゃないかということで、移行をとった方、大体一般就労を20人ぐらいしているという数字ですから、そういう計算をすれば、もうちょっと伸び方が上がるんじゃないかという懸念があります。

3年前も同じことを言ったんですが、誤差があるじゃないですか。こんなに誤差があると、計画をつくっても、5人、10人違うなら誤差の範囲ですが、50人も違ってくると見積もりが甘いんじゃないかという話になるので、それはもう1回検証したらどうかという意見。

それと、A型の人数ですが、実は、最近、A型も大分問題が出てきて、現実、僕の知識では、週30時間以上から個人契約を結ぶ、それから、最低賃金を払う、社会保険に入る。

こういうルールがあったはずなんですが、最近、週20時間の目標が平均で出てきて、結局、社会保険に入らなくてもいい、減免なんかをして、最低賃金を払わないなんていうことが最近出てきて、大分これが顕在化してきているわけです。

浦安市については、人日と実利用人数の目標はいいんですが、労働時間数という目標をA型は設けるべきじゃないかという意見を持っています、ご検討いただければと思うんです。

20日間働くという計算になっているんですが、1日3時間や5時間で、本来のA型の趣旨から違ってきているということがあるので、できればご検討いただきたいと思います。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。

日中活動系のサービスについてですが、報酬が1日単位の日額報酬となっておりますので、時間での実績の報告がなく、難しいところです。

ただ、事業所ごとにはサービス提供時間が何時間という届け出をされていますので、何時間の実績という事業所単位では確認できると思いますが、計画上での表現の仕方はそういう状況で、個人個人の時間数の集計ができなくて、表現が難しいところなので、検討させていただきたいと思います。

国も、今、西田委員がおっしゃったとおり、A型について、3年前は推奨して、就労のサービスを使っている方のうち何%をA型にという目標をつくらなければならないということから、24年から26年までの目標値については、B型ばかりをそんなにふやすのではなく、A型、B型を合わせて、そのうち何%をA型に下さいよということで、目標のほうは立てたところです。

ただ、今回、国からは、A型は何%というような指針は抜けていまして、逆に、今回は就労移行支援をふやしなさいという指針でしたので、国の指針を踏まえて盛り込みましたので、3年前とは大分集計の仕方が違うということを説明させていただきます。ここについては検討させていただきますので、よろしくをお願いします。

白川委員：介護給付費等の支給に関する審査会の白川です。相談支援に関することですが、各ページにいろいろ書かれているんですが、28ページの相談支援事業の充実ということが大きな柱になって、取り組みという形で出ていると思うんですが、どうしても数値で出すという形なので、この三本柱の計画相談と地域以降、地域定着という部分でこういう計画ですから、数字的なものを出すのにこれがメインになっていると思うんです。

しかし、実際の相談の中では、基本相談といって、ケアプランに乗っからないような、身近な基本相談と言われている部分ですが、その部分が60から70%ぐらいあるんじゃないかと思うんです。

こういう形で出ていると、見たほうは、いわゆる相談体制の充実と言っているけども、計画相談とかケアプランとか、こういう形に乗らない相談でなければ行きづらいなというような感じを持たれちゃいがちなと、これを見たときに思ったんです。

現状と課題の、28ページの1行目のところで、ここに、身近な地域の中で気軽に安心して相談が受けられるよという言葉。多少その部分がかかっているかなと思うんですが、

もうちょっと基本相談のようなものをきちっと充実させますというような形で、今後の取り組みに、基本相談の充実にも取り組むというような文章を入れていただきたいなと思ったんです。希望です。

橋野委員：障がい事業課の橋野です。28ページに、平成26年度に創設した補助金の話が短く入っているんですが、実は、本市独自に、相談支援事業者に対して人件費補助を今年度からしています。ケアプランを100%達成するための補助ではあるんですが、独自補助ですので、条件の中に、今、白川委員がおっしゃった基本相談をしっかりとやってほしいので、相談員の人件費を補助するかわりに、サービス提供時間を長く設けなさいとか、何人きちっと置いてほしいという条件を盛り込みましたので、そのところをきちっと計画の中に入れて、基本相談も支援しているという表現に変えさせていただきます。

白川委員：わかりました。ありがとうございます。

森嶋委員：パーソナル・アシスタンスともの森嶋です。この相談支援というのは、障がいのある方だったり総合支援の対象の方たちが地域で暮らしていくための肝であると、私は認識しています。総合支援法における、給付の根拠となるサービス等利用計画、計画相談をするわけですから。もちろん一般相談も含めて。

ここの部分が曖昧であったり、どういうふうにも読み取りができるような形にしておくと、先ほど西田委員がおっしゃったみたいな、短い訓練等給付の移行の事業所、短いところが悪いとかということは、言及しませんが、利用者さん、当事者の方たちが地域で暮らそうと考えたとき、週20時間、それも、最低賃金が除外されたような事業所に通所して、地域で暮らしているんだらうかとなっているんですか。

本当の意味で、保険利用の観点もきちんと入った相談が行われたい限りは、最後は、また行政直営でやっていただいて、職員が少ないのはわかりますが、全ての権利を擁護してくださいという議論になってしまうのかなと思うし、永遠に地域生活が成り立たないのかなと思うので。

うまく言えないですが、ここの部分の計画は、国の基準を通じてしかできないのかもしれませんが、もし、文言として地域の実情に応じて計画に反映できるのであれば、ぜひ反映したいなと私は思いました。抽象的な話かもしれませんが、議事録に残したくて発言させていただきました。

個別の計画相談のチェックというんですか、もしくは、計画に基づいて地域生活をしましょうという法律になっているので、計画が正しいか正しくないかという判断を誰がするんだというのとはわかりませんが、チェックみたいなのは絶対必要だと思うんです。権利擁護の観点からも必要であるし、いろんな意味でのモラルが壊れていかないようなことの歯どめとしてということを追加させてください。

下田委員長：今いただいた意見は、十分考慮してこの、計画の中に組み込んでいきたいと考えます。ありがとうございます。

西田委員：基幹相談支援センターの西田です。先ほどの白川委員のお話にあった、計画じゃない相談というところは、33ページの③の相談支援事業の中の障がい者相談支援事業がそこに該当するのかなと思っていて、計画相談と相談のところが順番としてばらばらになっちゃっているからわかりづらい。

でも、これは国の順番とかもあるので、多分、だめなんだろうが、そういうことが相互に、前文でわかるような書きぶりをしていただけるといいのかなと思いました。

下田委員長：この点については、重々受けとめまして、しっかりと関連がわかるような形で盛り込んでいきたいと思えます。

ほかにございますでしょうか。いろいろご意見を頂戴いたしまして、これらについて、ご回答が十分でない点もあったかと思いますが、改めて、また次回の計画策定委員会で、補足的に説明をさせていただきたいと思えます。

また、今、いろいろご指摘が出た文言ですとか、あるいは、表記上の問題につきましては、次回、改めてご提示をさせていただくという形にさせていただきたいと考えております。

ほかになれば、きょうの第2編の検討につきましては終わらせていただくという形にしたと思います。後でもう一度見直したときに、この点もあったというようなことがございましたら、ファクス、メール、あるいは、電話での口頭でも結構でございますので、障がい事業

課のほうまで、事務局のほうまでご連絡をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、議題は終了いたしました。事務局から何か報告事項がございますでしょうか。

事務局：今後、なるべく早目に事前資料としてたたき台や素案をお出ししていこうかと思いますが、数字を具体的に知りたいというデータに関する質問がございましたら、事前にメールや電話等でお知らせいただけましたら、会議の当日までにデータを提示できるように準備できるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次回の協議会についてですが、第3回福祉計画策定委員会は、当初、9月中で予定していましたが、日程調整の都合で10月の初旬、10月2日木曜日、午後1時30分より、文化会館中会議室で開催する予定となっております。後日、改めて文書でご案内いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

下田委員長：次回は10月2日ということで、1時半より浦安市障がい者福祉計画策定委員会を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして、第2回障がい福祉計画策定委員会を終了したいと思います。本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

平成26年7月18日（金）
午後2時～
消防本部 多目的ホール

平成26年度第2回浦安市障がい者福祉計画策定委員会次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 計画の構成について
 - (2) 第2編障がい福祉計画の素案について
3. 閉会

第 1 編障がい者計画の構成について

1. 国の第3次障害者基本計画と現計画の分野別の基本施策の比較

国の第3次障害者基本計画	浦安市障がい者計画
1. 生活支援 障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実等	2. 福祉・生活支援の充実
2. 保健・医療 精神障害者の地域移行の推進, 難病に関する施策の推進等	3. 保険・医療の充実 *難病に関する施策については要追記
3. 教育, 文化芸術活動・スポーツ等 新たな就学決定の仕組みの構築, 文化芸術活動等の振興等	4. 療育・教育の充実 7. 自立と社会参加の促進
4. 雇用・就業, 経済的自立の支援 障害者雇用の促進及び就労支援の充実, 福祉的就労の底上げ等	5. 雇用・就労支援の推進
5. 生活環境 住宅の確保, バリアフリー化の推進, 障害者に配慮したまちづくり等	6. 生活環境の整備
6. 情報アクセシビリティ 放送・通信等のアクセシビリティの向上, 意思疎通支援の充実等	2. 福祉・生活支援の充実
7. 安全・安心(新規) 防災, 東日本大震災からの復興, 防犯, 消費者保護等	6. 生活環境の整備
8. 差別の解消及び権利擁護の推進(新規) 障害を理由とする差別の解消の推進, 障害者虐待の防止等	1. 理解と交流の促進 2. 福祉・生活支援の充実 7. 自立と社会参加の促進 *差別の解消については要追記
9. 行政サービス等における配慮(新規) 選挙等及び司法手続等における配慮等	2. 福祉・生活支援の充実 7. 自立と社会参加の促進 *合理的配慮については要追記
10. 国際協力 権利条約の早期締結に向けた取組, 国際的な情報発信等	1. 理解と交流の促進

2. 次期障がい者計画の施策の体系

内 国の第3次基本計画の施策



※障がい者計画の根幹を成す基本施策と主要課題は、現計画から引き継ぎ、主要課題毎の施策・事業で法改正への対応と支援の拡充を図る。

7. 自立と社会参加の促進

(中略)

(3) 自主的活動の推進

【現状と課題】

障がい者が地域で自立した生活を行っていくためには、障がい者やその家族など互いの立場や考えを理解できるもの同士が協力できる体制を整えることが大切であるという考えから、これまで障がい者とその家族の団体の活動に対して可能な限りの支援を行い、自主的活動の促進に努めてきました。

特に、障がい者に必要とされる取り組みを推進していくためには、障がい者施策を中心とした行政の場に、障がい者自身の意見を反映できるような仕組みを整えることが望ましいと考えられるため、様々な機会を通じて、障がい者やその家族の意見に耳を傾け、できる部分から施策に反映させていく様に取り組んでいます。

障がい者及びその家族の自主的活動が活性化していくことは、障がい者自身にとっても、本市の障がい者施策にとっても意義のあることだと考えられるため、今後も自主的活動の促進に努めます。

施策・事業	内容	担当課
①障がい者団体等の育成・支援	○障がい者団体等の育成を図り、その自主的活動の側面的支援の充実を図ります。	障がい福祉課
	○市が組織した「障がい者関係団体連絡会」に対する支援に努めます。	障がい福祉課
	○障がい者団体等とボランティア団体との連携の強化を促します。	障がい福祉課
②障がいのある人との意見交換等の場の設置	○市と各障がい者団体、社会福祉法人や民間事業所等との懇談・意見交換の場を必要に応じて設け、連携の強化を図るとともに、その活動を支援します。	障がい福祉課

※次期計画構成案 比較のため施策等は現計画の内容を掲載しています。

7. 自立と社会参加の促進

(中略)

(3) 自主的活動の推進

【現状と課題】

障がい者が地域で自立した生活を行っていくためには、障がい者やその家族など互いの立場や考えを理解できるもの同士が協力できる体制を整えることが大切であるという考えから、これまで障がい者とその家族の団体の活動に対して可能な限りの支援を行い、自主的活動の促進に努めてきました。

特に、障がい者に必要とされる取り組みを推進していくためには、障がい者施策を中心とした行政の場に、障がい者自身の意見を反映できるような仕組みを整えることが望ましいと考えられるため、様々な機会を通じて、障がい者やその家族の意見に耳を傾け、できる部分から施策に反映させていく様に取り組んでいます。

障がい者及びその家族の自主的な活動が活性化していくことは、障がい者自身にとっても、本市の障がい者施策にとっても意義のあることだと考えられるため、今後も自主的活動の促進に努めます。

【基本的方向と取り組み】

①障がい者団体等の育成・支援

障がい者団体等の育成を図り、その自主的活動の側面的支援の充実を図ります。また、障がい者団体等とボランティア団体との連携の強化を促します。

②障がいのある人との意見交換等の場の設置

市と各障がい者団体、社会福祉法人や民間事業所等との懇談・意見交換の場を必要に応じて設け、連携の強化を図るとともに、その活動を支援します。

【主な事業】

福祉団体補助金事業	障がい事業課
内容	市内で活動する障がい福祉団体の事業に要する経費の一部について補助金を交付する。

自立支援協議会 障がい者福祉計画策定委員会 浦安市高齢者・障がい者等における虐待 防止対策協議会 等	障がい事業課
内容	市の福祉事業や施策について協議をおこなう会議の委員として当事者団体の会員及び当事者に参加を呼び掛ける。

【担当】

障がい事業課・障がい福祉課

【関連施策・計画】

〇〇〇計画・〇〇〇プラン

第2編
障がい福祉計画

(案)

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の基本方向

市町村障害福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、三つの基本的理念を掲げるとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、市町村ごとに数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

1 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

2 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいのある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの対象となる障がいのある人等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって十八歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図る。

また、発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいのある人に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。さらに、難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていく。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する方に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。

また、こうした拠点等の整備にあわせて相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。

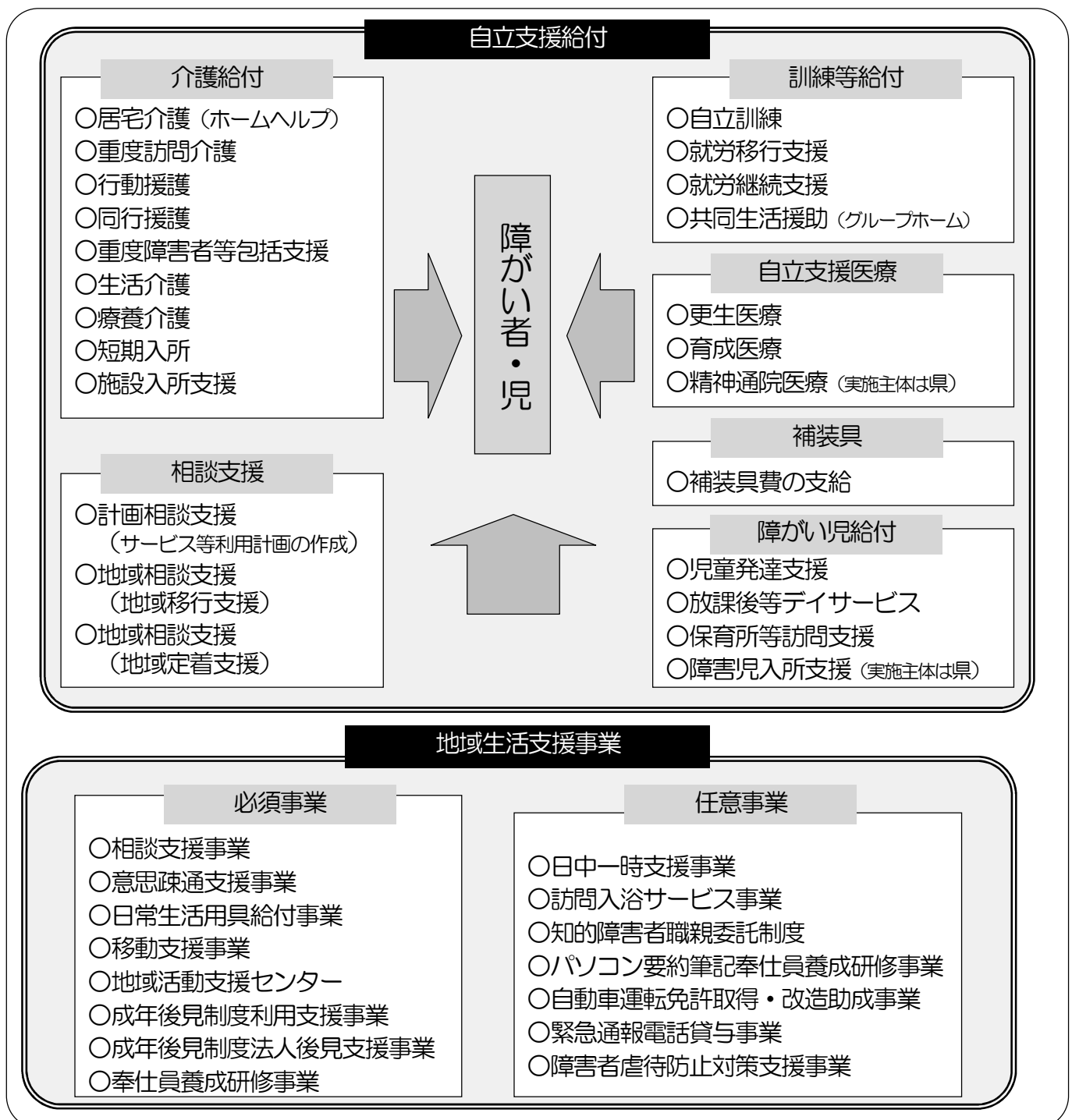
こうしたサービス提供体制の整備については、個別の状況に応じて、関係者や障がいのある人が参画して行う議論を踏まえた上で、市町村及び都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとの整備の在り方を障害福祉計画に位置づけ、計画的に推進する。

2. サービスの内容と対象者

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成25年4月から施行されています。

その中で、支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、市町村がサービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す「障害支援区分」が設けられており、本市では保健・医療・福祉の専門分野の委員から構成される「介護給付費等の支給に関する審査会」を設置し、中立かつ公正な立場で審査判定を行っています。

図表5 障害福祉サービスの体系



(1) 訪問系サービス

サービス名		内容	主な利用対象者像
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。	(障害支援区分1以上)
	重度訪問介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。	重度の肢体不自由者・知的障がい者・精神障がい者で常に介護を必要とする人(障害支援区分4以上)
	行動援護	行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。	知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人(障害支援区分3以上)
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供します。	身体介護を伴わない場合であれば、視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれかがある方が対象となります。身体介護を伴う場合には、視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれかがあり、かつ移動障がいがある方で、障害支援区分が2以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか1つが「できる」以外と認定されている人が対象となります。
	重度障害者等 包括支援	対象者の心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービスを包括的に提供します。	常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人(障害支援区分6)で ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がいのある人・最重度の知的障がいのある人 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がいのある人

(2) 日中活動系サービス

サービス名		内容	主な利用対象者像
介護給付	生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	常に介護を必要とする人で、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）
	療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上 ③平成24年3月31日時点において重症心身障害児施設に入所していた方または改正前の児童福祉法に基づく指定医療機関に入院していた方であって、平成24年4月1日以降も指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の方
	短期入所（ショートステイ）	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障害者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人
訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。 ※利用者ごとに18か月以内の利用期間を設定	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
	自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。 ※利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間を設定	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

サービス名	内容	主な利用対象者像
	<p>一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。 ※利用者ごとに24か月以内の利用期間を設定</p>	<p>一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人</p>
訓練等給付	<p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>	<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で(利用開始時に65歳未満) ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人</p>
	<p>通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>	<p>就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用には結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用には結びつかなかった人 ③①②に該当しない人で50歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人</p>

(3) 居住系サービス

サービス名		内容	主な利用対象者像
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行います。	就労、または就労継続支援等の日中活動の場を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、地域で自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の援助が必要な人
介護給付	施設入所支援	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。 ※自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間を設定	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人

(4) 相談支援

サービス名	内容	主な利用対象者像
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成します。また、支給決定または変更後、サービス事業者等との連絡調整やサービス等利用計画を作成します。	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定または支給決定の変更前に、障害児利用計画の作成を行います。	障害児通所支援を利用するすべての障がい児
地域相談支援 (地域移行支援)	訪問指導や住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談、また、地域移行のための障害福祉サービス事業所への同行支援等を行います。	障がい者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障がい者、児童福祉施設に入所する18歳以上の障がい者等
地域相談支援 (地域定着支援)	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。	障がい者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障がい者、児童福祉施設に入所する18歳以上の障がい者等で当該施設・病院を退所・退院した人

(5) 障がい児支援

サービス名	内容	主な利用対象者像
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	未就学の障がいのある児童
医療型児童発達支援	児童発達支援のサービスとともに、治療も行います。	肢体が不自由な児童
放課後等デイサービス	放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を促します。また、放課後などの居場所づくりとしての役割も担います。	小中高校生の障がいのある児童
保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援をおこない、保育所などの安定した利用を目指します。	保育所などを現在利用中または利用を予定している障がいのある児童
障害児入所支援	日常生活の指導や独立自活に必要な知識技能の獲得の支援を行います。	身体、知的、または精神に障がいのある児童

(6) 自立支援医療

自立支援医療は、更生医療、育成医療、精神通院医療の三つに大別されます。

自立支援医療は、一律5%負担の精神通院医療、所得に応じた負担の更生医療・育成医療という制度間の不均衡を解消し、医療費と所得の双方に着目を含め、費用を皆で支え合う仕組みとして、制度の効率性、安定性を確保することも大きな目的です。

自立支援医療費の自己負担については、負担水準の配慮として、低所得世帯に属する方については、月あたりの負担額に上限が設定されています。また一定の負担能力がある方についても、「重度かつ継続」に該当する場合には、継続的に相当額の医療費負担が発生することから、月あたりの負担額に上限を設定するなどの仕組みを組み込んでいます。

(7) 補装具費

補装具のサービスは、補装具費（購入及び修理の費用）を支給しています。
利用者負担については、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。

補装具	障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車椅子等。
-----	--

(8) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、日常生活と社会生活をサポートするサービスを地域の障がいのある人のニーズに合わせて柔軟に提供することを目的とした事業で、障害者総合支援法で市町村の「必須事業」と定められた事業と、市町村の判断により実施する「任意事業」があります。

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等に対する理解を深めるため、イベントや講演会等の啓発事業や広報事業を行います。
自発的活動支援事業	障がい者のある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を実施します。また、困難ケースへの対応、サービス調整会議等におけるスーパーバイズ及び相談支援事業者等への指導、助言など高い専門性を要する業務も担っています。
成年後見制度利用支援事業	後見人により財産管理や契約行為の援助を行うことで、判断力の不十分な人を保護するための成年後見制度を利用する際に、親族がいない等の理由がある場合には、市長による申し立てを実施するとともに、低所得の方に対して、申し立てに要する経費や後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修や法人後見の適正な活動のための支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付事業	重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員、要約筆記奉仕員等を養成するための研修を実施します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

必須事業

	サービス名	内容
任意事業	日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。
	訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
	知的障害者職親委託制度	知的障がいのある人を一定期間、知的障がいのある人の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
	パソコン要約筆記奉仕員養成研修事業	パソコン要約筆記奉仕員を養成するための研修を実施します。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車の運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
	緊急通報電話貸与事業	重度身体障がい者のみの世帯等に24時間体制の受信センターに通報される緊急通報電話を貸与します。
	障害者虐待防止対策支援事業	障がい者への虐待を防止するための連携体制の整備や啓発活動をおこないます。

第2章 地域移行等の目標

1. 地域生活への移行目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行の推進

国の基本指針では、平成 29 年度末までに、平成 25 年度末の施設入所者の 12%以上を地域生活に移行することを目指すとともに、29 年度末時点での施設入所者数を差し引き 4%以上削減することを目標としています。

項目	人数	備考
平成 25 年度末の施設入所者数 (A)	56人	
平成 29 年度末の施設入所者数 (B)	53人	
入所者数の削減目標人数 (C)	3人	(A) - (B) の人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き (国の目標は 4%以上)
入所から地域生活へ移行する目標人数 (D)	7人	平成 25 年度末の施設入所者数 (A) のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数 (国の目標は 12%以上)

【目標達成のための取り組み】

市では、相談支援体制の強化を図るとともに、通所施設の整備や、地域活動支援センター等の地域生活支援事業の運営支援など、地域生活の受け皿づくりに取り組んできました。

目標達成に向けて、地域生活への移行を一層推進するためには、グループホーム等の居住サービスの整備を推進する必要があります。市内にグループホームを整備するための本市独自の補助事業を継続し、グループホーム等の居住サービスの整備に努めていきます。

また、国の指針を受け、居住支援機能と地域支援機能を一体化した地域生活支援拠点を整備します。

2. 就労の目標

(1) 福祉的就労から一般就労への移行者数の目標

国の基本指針では、平成29年度中に一般就労に移行する人数を、平成24年度の一般就労への実績の2倍以上にすることを目標としています。

項目	人数	備考
平成24年度の一般就労移行者数	21人	
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	30人 (14%増)	国の目標は平成24年度の2倍以上

*浦安市は、手帳所持者に対しての一般就労移行者の割合が、全国平均と比較して高いため、平成23年度から平成25年度までの就労移行者の伸び率を基に目標値を設定しました。

(2) 就労支援事業の利用者に係る目標

国の基本指針では、平成29年度中に就労移行支援事業を利用する人数を、平成25年度の実績の60%以上増加させることを目標としています。

①利用者数

項目	数値	考え方
平成25年度の就労移行支援事業の利用者	55人	
【目標値】平成29年度の就労移行支援事業の利用者	88人 (60%増)	国の目標は平成25年度末より60%以上増加

②事業所ごとの就労移行率

国の基本指針では、就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の50%以上とすることを目標としています。

項目	数値	考え方
【目標値】平成29年度末の就労移行率が30%以上である就労支援事業所の割合	50%	国の目標は50%以上

【目標達成のための取り組み】

浦安市ワークステーションでは、就労支援センターを中心に、就労相談、就労訓練、特例子会社が連携を図り、障がいのある人が就労の場や機会を得られるための支援を行っています。

また、関係機関と連携を図り、就労移行支援事業所の整備及び利用者の増加に努め、目標達成に向けて就労支援事業の充実を図ります。

今後も、就労を希望する障がいのある人が一人でも多く一般就労につながるよう、障がいのある人の就労等の選択の幅を拡大しつつ、支援を行います。

第3章 障がい福祉サービスの推進

1. 訪問系サービスの取り組み

【現状と課題】

訪問系サービスについては、利用動向をふまえながら、今後の地域生活の移行者数を見極めた目標設定を行い、必要なサービス提供基盤の整備に引き続き取り組んでいく必要があります。

平成 23 年度から、視覚に障がいがあり、移動に困難を有する方を対象に同行援護事業を実施しておりますが、移動支援を利用している方が多く、実績が見込みを下回っています。

行動援護については、現在、市内にサービスを提供できる事業者が一事業者しかない状況です。

また、身体障がい分野に比べ、知的障がい、精神障がいがある人へのサービス提供事業者が少ないのが現状です。

【利用実績】

(月間)

区分	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①居宅介護	時間	見込	3,600	3,750	3,900
		実績	3,197	3,407	3,645
	実利用人数	見込	120	125	130
		実績	152	174	198
②重度訪問介護	時間	見込	1,440	1,800	2,160
		実績	1,399	1,279	1,339
	実利用人数	見込	4	5	6
		実績	3	4	4
③行動援護	時間	見込	675	720	765
		実績	534	612	704
	実利用人数	見込	15	16	17
		実績	13	11	11
④同行援護	時間	見込	240	360	480
		実績	62	64	150
	実利用人数	見込	20	30	40
		実績	3	7	10

【今後の取り組み】

訪問系サービスについては、法改正や地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となってきます。

同行援護については、引き続き制度の周知広報に努めます。行動援護については、ヘルパーの養成や新規事業者の参入を推奨していきます。

また、高齢者を含めた訪問系サービスを実施している事業者等との連携を検討し、より多様で多くのサービス提供主体の参画が図られるよう努めるとともに、障がいの種別に関わらず、すべての障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう取り組みます。

【見込み量】

(月間)

区 分	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①居宅介護	時間	3,900	4,173	4,465
	実利用人数	226	258	294
②重度訪問介護	時間	2,004	2,672	3,340
	実利用人数	6	8	10
③行動援護	時間	768	832	896
	実利用人数	12	13	14
④同行援護	時間	260	425	600
	実利用人数	13	17	20

2. 日中活動系サービスの取り組み

【現状と課題】

新たに事業所を設置して生活介護事業をおこなう事業者や、重度障がい者を受け入れて支援を行った事業所に補助金を交付するなど、側面的支援をおこなってまいりましたが、特別支援学校の卒業生を中心とした重度障がい者の通所施設が不足しています。民間事業者による通所施設は徐々に整備されていますが、国の報酬制度では人員配置の面等から、重度障がい者の受け入れが難しく、保護者からは公的施設整備の要望があります。

よって今後も、関係機関等との連携のもとに、地域生活のための総合的な支援体制を確立していくことが重要であると考えます。

【利用実績】

(月間)

区分	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①生活介護	人日	見込	1,600	1,700	1,800
		実績	2,490	2,723	2,995
	実利用人数	見込	80	85	90
		実績	114	129	139
②自立訓練 (機能訓練)	人日	見込	50	50	50
		実績	107	109	111
	実利用人数	見込	5	5	5
		実績	10	12	14
③自立訓練 (生活訓練)	人日	見込	150	150	150
		実績	161	208	269
	実利用人数	見込	15	15	15
		実績	13	20	21
④就労移行支援	人日	見込	1,200	1,260	1,300
		実績	780	773	1,008
	実利用人数	見込	60	63	65
		実績	56	55	72
⑤就労継続支援 (A型)	人日	見込	200	400	800
		実績	124	202	280
	実利用人数	見込	10	20	40
		実績	6	11	14
⑥就労継続支援 (B型)	人日	見込	1,700	1,700	1,600
		実績	1,754	2,417	2,448
	実利用人数	見込	85	85	80
		実績	102	134	136

(月間)

区分	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
⑦療養介護	人数	見込	0	0	0
		実績	5	4	5
⑧短期入所	人日	見込	140	210	280
		実績	146	163	297
	実利用人数	見込	10	15	20
		実績	11	21	27

*療養介護は、計画作成時に利用者を見込んでいませんでしたが、法改正により利用対象となる方がいました。

【今後の取り組み】

主に課題である重度障がい者の通所施設の整備については、特別支援学校の卒業生の状況に応じて3年ごとに中規模な施設を計画的に整備できるよう、今後も民間事業者への補助等による側面的支援を継続します。

【見込み量】

(月間)

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①生活介護	人日	3,300	3,520	3,740
	実利用人数	150	160	170
②自立訓練（機能訓練）	人日	113	115	117
	実利用人数	17	20	24
③自立訓練（生活訓練）	人日	264	276	288
	実利用人数	22	23	24
④就労移行支援	人日	1,008	1,040	1,056
	実利用人数	72	80	88
⑤就労継続支援（A型）	人日	440	500	600
	実利用人数	22	25	30
⑥就労継続支援（B型）	人日	2,556	2,664	2,772
	実利用人数	142	148	154
⑦療養介護	実利用人数	5	5	5
⑧短期入所	人日	256	296	336
	実利用人数	32	37	42

3. 居住系サービスの取り組み

【現状と課題】

住み慣れた地域である市内に居住系サービス事業所を整備することを目的に、市独自の補助金制度を創設し、グループホームの整備推進を図ってまいりました。

この3年間で、見込を上回るグループホーム・ケアホームの定員を確保しましたが、今後も介護者の高齢化に対応するため、引き続き地域生活の基盤となるグループホームを整備推進する必要があると考えます。

【利用実績】

(月間)

区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①共同生活介護 (ケアホーム)	人	見込	16	18
		実績	20	25
②共同生活援助 (グループホーム)	人	見込	12	16
		実績	16	18
③施設入所支援	人	見込	55	56
		実績	58	56
				見込 40 実績 62

*ケアホームに入居している人の「介護サービス」の増加を見据えて、平成26年4月の障害者総合支援法の施行後から、「ケアホーム」が「グループホーム」に一元化されることになりました。

【今後の取り組み】

市独自の補助金制度の継続や旧第3教職員住宅をグループホームとして転用するなど、新規施設の開設と既存施設の受け入れ体制の整備・拡充に努めます。

また、国の指針を受け、居住支援機能と地域支援機能を一体化した地域生活支援拠点を整備します。

【見込み量】

(月間)

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①共同生活援助(グループホーム)	人	80	90	100
②施設入所支援	人	55	54	53

4. 相談支援の取り組み

【現状と課題】

身近な地域の中で気軽に安心して相談が受けられるよう、市が委託する相談支援事業者及びサービス等利用計画についての周知を図りました。

また、平成27年度4月から障害福祉サービス等の支給決定に先立ち、サービス等利用計画を作成することとなっていることから、平成26年度より市独自の補助金を創設し、サービス等利用計画の促進に努めました。

【利用実績】

区 分	単 位	(年間)			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
①計画相談支援	実人数	見込	150	300	450
		実績	38	215	600
②地域移行支援	実人数	見込	3	3	3
		実績	0	3	3
③地域定着支援	実人数	見込	2	2	2
		実績	0	0	0

【今後の取り組み】

障がいのある方等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、サービス等利用計画等を担う事業者に対して補助金の交付による側面的支援を継続するとともに、引き続き指定事業への参入を勧奨して、計画作成の推進に努めます。

【見込み量】

区 分	単 位	(年間)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
①計画相談支援	実人数	650	700	750
②地域移行支援	実人数	5	6	7
③地域定着支援	実人数	2	2	2

5. 障がい児支援の取り組み

【現状と課題】

児童発達支援は、早期療育の観点から手帳を持っていない未就学児も健康増進課やこども発達センターの意見書により利用の対象としています。そのため、見込みを大きく上回るとともに、年度毎に利用実績が伸びています。

また、放課後等デイサービスは、日中一時支援事業からの利用者が移行したため、利用実績が伸びています。

平成26年10月より「こども発達センター」が「児童発達支援センター」に移行し、地域の中核となって障がい児支援に取り組んでいます。

【利用実績】

区分	単位		(月間)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
①児童発達支援	実人数	見込	55	55	55
		実績	100	153	169
②医療型 児童発達支援	実人数	見込	1	1	1
		実績	1	1	0
③放課後等 デイサービス	実人数	見込	40	80	120
		実績	66	121	114
④保育所等 訪問支援	実人数	見込	5	10	15
		実績	2	4	3
⑤障害児相談支援	実人数 (年間)	見込	50	100	150
		実績	27	75	280

【今後の取り組み】

子ども・子育て支援事業計画と連携を図りながら、地域の中核である「児童発達支援センター」を中心として、早期療育と障がい児支援体制の整備・拡充を図ります。

また、平成26年10月から実施した青少年サポート事業にて、発達障がい児のサポートの充実を図ります。

【見込み量】

区 分	単 位	(月間)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
①児童発達支援	人日	1,711	1,886	2,079
	実人数	185	203	223
②医療型児童発達支援	人日	1	1	1
	実人数	1	1	1
③放課後等デイサービス	人日	850	938	1,034
	実人数	125	138	152
④保育所等訪問支援	人日	15	15	15
	実人数	15	15	15
⑤障害児相談支援	実人数(年間)	300	320	340

6. 地域生活支援事業（必須事業）の取り組み

【現状と課題】

移動支援事業は、サービス提供事業者の増加やサービスの周知により実績が見込みを大きく上回るとともに、年度毎に利用実績が伸びています。

法改正（障害者総合支援法）により、必須事業に「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」が加わりました。

「コミュニケーション支援事業」は「意思疎通支援事業」に名称が変更となり、支援の内容が幅広く解釈できるようになっています。

また、「基幹相談支援センター」を前期計画の目標どおり平成25年度に設置しました。設置にあたり、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす自立支援協議会において、機能等を協議しました。設置後も引き続き自立支援協議会で機能及び実績の検証をおこないます。

【利用実績】

区 分		単 位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①理解促進研修・啓発事業		実施の有無		—	実施	実施
②自発的活動支援事業		実施の有無		—	実施	実施
③相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所	見込	1	1	1
			実績	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無		—	設置	設置
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無		実施	実施	実施
	住居入居等支援事業	実施の有無		実施	実施	実施
④成年後見制度利用支援事業	実人数	見込	5	5	5	
		実績	1	1	1	
⑤成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無		—	実施	実施
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数 ／月	見込	30	33	35
			実績	30	25	30
	手話通訳者設置事業	実設置人数 ／月	見込	2	2	2
			実績	2	2	2
	入院時コミュニケーション支援事業	実人数	見込	4	4	5
			実績	4	1	2

区分		単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
⑦日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	件数/月	見込	18	19	21
			実績	7	19	21
	自立生活支援用具	件数/月	見込	52	54	55
			実績	25	29	30
	在宅療養等支援用具	件数/月	見込	18	19	20
			実績	14	30	20
	情報・意志疎通支援用具	件数/月	見込	48	50	53
			実績	34	29	33
	排泄管理支援用具	件数/月	見込	1,442	1,498	1,557
			実績	1,359	1,531	1,557
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数/月	見込	5	6	6
			実績	3	7	6
⑧手話奉仕員養成研修事業	養成講習 修了・登録 実人数	見込	6	7	8	
		実績	6	6	8	
⑨移動支援事業	実人数 /月	見込	215	230	245	
		実績	278	323	375	
	年間利用 時間	見込	26,433	29,077	31,984	
		実績	27,478	31,333	35,720	
⑩地域活動支援 センター事業	浦安市の地域活動支 援センター利用者	箇所	見込	4	4	4
			実績	4	3	3
		実人数 /日	見込	65	65	65
			実績	50	43	45
	浦安市外の地域活動 支援センター利用者	箇所	見込	3	3	3
			実績	3	3	3
		実人数 /日	見込	3	3	3
			実績	3	3	3

【今後の取り組み】

障がいのある方が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な支援を行っていきます。

障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、啓発・広報・意思疎通事業にも力を入れてまいります。

また、自立支援協議会で引き続き「基幹相談支援センター」の機能の検証を行い、相談支援体制の充実と地域の連携に努めます。

【見込み量】

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施
②自発的活動支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
③相談支援事業	障害者相談支援事業	実施箇所	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
	住居入居等支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
④成年後見制度利用支援事業		実人数	5	7	9
⑤成年後見法人後見支援制度利用支援事業		実施の有無	実施	実施	実施
⑥意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数 ／月	30	30	30
	手話通訳者設置事業	実設置人数 ／月	1	1	1
	入院時コミュニケーション支援事業	実人数	2	2	2
⑦日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	件数／月	21	21	22
	自立生活支援用具	件数／月	30	31	31
	在宅療養等支援用具	件数／月	20	20	21
	情報・意志疎通支援用具	件数／月	33	34	34
	排泄管理支援用具	件数／月	1,573	1,588	1,604
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数／月	6	6	6
⑧手話奉仕員養成研修事業		養成講習修了・ 登録実人数	9	10	11

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
⑨移動支援事業		実人数	450	540	648
		年間利用時間	42,750	51,300	61,560
⑩地域活動支援センター事業	浦安市の地域活動支援センター利用者	箇所	3	3	3
		実人数/日	45	45	45
	浦安市外の地域活動支援センター利用者	箇所	3	3	3
		実人数/日	3	3	3

7. 地域生活支援事業（任意事業）の取り組み

【現状と課題】

日中一時支援事業については、身近な地域でサービスを利用することができるよう、市内事業所の整備を推進してきました。小中高校生の利用については、放課後等デイサービス事業に移行していますが、そのほかの方については継続して当事業を利用しており、見込みを上回る利用実績となっています。

【利用実績】

区分	単位		平成24年度	平成25年度	平成26年度
①日中一時支援事業	年間利用時間	見込	52,063	38,400	28,800
		実績	59,380	96,043	77,376
	実利用者数	見込	200	160	120
		実績	207	260	248
②訪問入浴サービス事業	年間利用回数	見込	504	576	648
		実績	654	651	864
	実利用者数	見込	7	8	9
		実績	9	7	9
③知的障害者職親委託制度	実利用者数	見込	3	3	3
		実績	3	2	2
④パソコン要約筆記奉仕員養成研修事業	養成講習修了・登録実人数	見込	8	8	8
		実績	0	1	3
⑤自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用者数	見込	5	5	5
		実績	3	4	5
⑥緊急通報電話貸与事業	実利用者数	見込	13	13	13
		実績	13	18	20
⑦障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無		実施	実施	実施

【今後の取り組み】

障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業内容を検証しながら、引き続き市町村任意事業を実施いたします。

要約筆記奉仕員の養成は県の事業ですが、市では引き続き独自に、ニーズの高いパソコン要約筆記奉仕員の養成をすすめてまいります。

【見込み量】

区 分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①日中一時支援事業	年間利用時間	85,176	89,544	93,912
	実利用者数	273	287	301
②訪問入浴サービス事業	年間利用回数	864	864	864
	実利用者数	9	9	9
③知的障害者職親委託制度	実利用者数	2	2	2
④パソコン要約筆記奉仕員養成研修事業	登録実人数	8	8	8
⑤自動車運転免許取得・改造費用助成事業	実利用者数	5	5	5
⑥緊急通報電話貸与事業	実利用者数	20	20	20
⑦障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	実施	実施	実施